

## (1) 平成29年度事業の実績及び平成30年度事業について

### 1. 空き家対策の取組み

平成29年度に策定した東松山市空き家等対策計画に基づき、以下のとおり「予防」「有効活用」「適正管理」の3段階に分けて、空き家対策に取り組んでいます。

平成30年度も平成29年度事業の成果を検証し、継続して空き家対策を進めます。

#### ① 予 防

- 空き家問題を認識してもらうための意識啓発  
各種制度、相続・不動産等に関する相談窓口の周知  
⇒ 広報紙・ホームページによる周知

#### ② 有効活用

- 空き家の流通促進  
⇒ 「空き家バンク」の設置
- 空き家を活用した移住促進  
⇒ 「移住促進空き家利活用補助金交付制度」の創設

#### ③ 適正管理

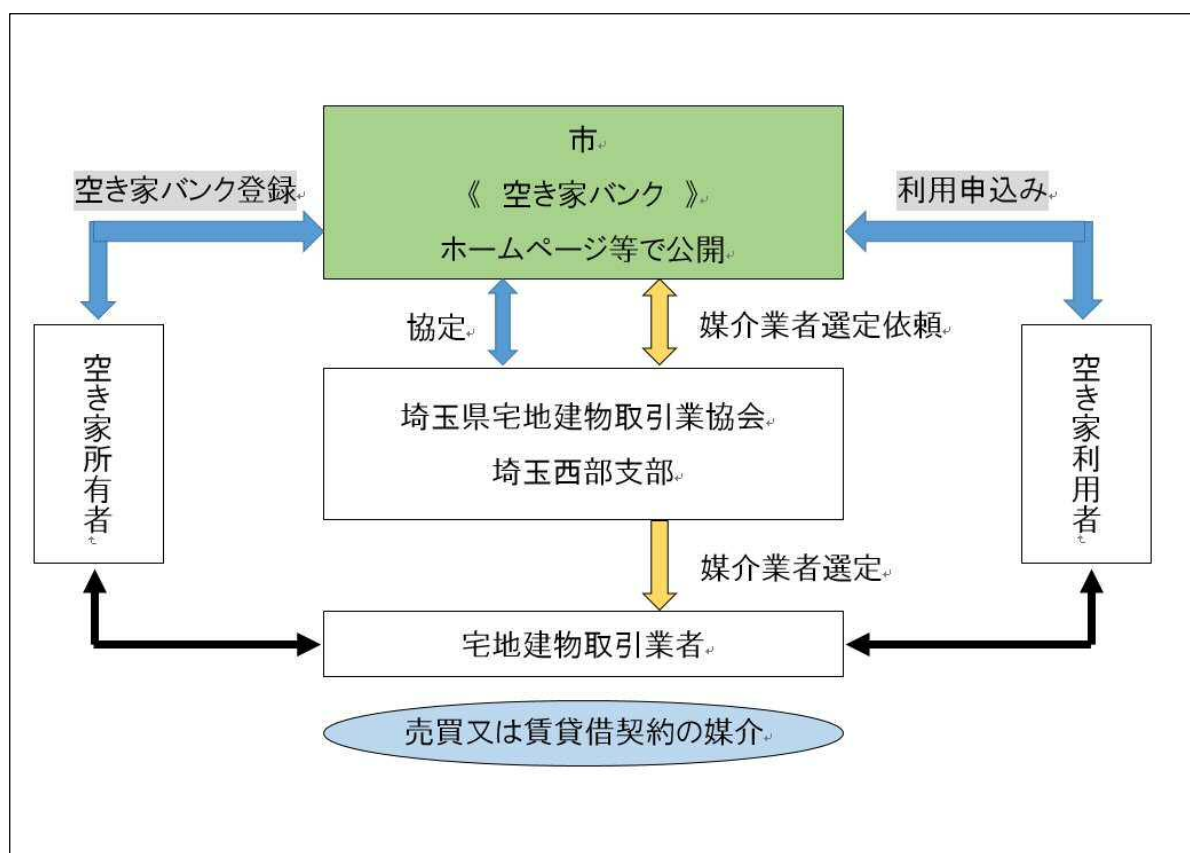
- 適正管理の推進と各種制度、相続・不動産等に関する相談窓口の周知  
⇒ 空き家所有者へのリーフレット送付
- 老朽空き家の除却の推進  
⇒ 「老朽空き家除却補助金交付制度」の創設
- 特定空き家等に対する措置  
⇒ 優先度による管理  
⇒ 「特定空き家等に対する措置」手順フロー図の作成  
⇒ 「特定空き家等の措置に関するマニュアル」の策定

## 2. 空き家対策の制度

### ① 空き家バンク制度

#### (1) 概要

空き家の売却及び賃貸を希望する方に空き家の情報を登録してもらい、市がホームページなどで情報を公開することで、空き家の購入及び賃借を希望する方とのマッチングを支援する制度です。



#### (2) 平成29年度実績

登録件数 : 3件  
成約件数 : 1件(売買)  
問合せ件数 : 52件

#### (3) 平成30年度も継続して実施

## ② 移住促進空き家利活用補助金交付制度

### (1) 概要

空き家を活用して「市外から転入する方」や「市外から転入する方に空き家を  
提供する方」に対し、購入及びリフォーム工事費用の一部を補助する制度です。

◇補助対象者：市外から市内に転入して5年以上居住する意思がある方  
又は、その方に売却又は賃貸する方

◇対象物件：空き家バンクに登録した物件で、  
昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

#### ◇補助金の額及び限度額

補助対 象事業	補助 対象者	補助金 の額	補助金限度額		
			基準額	加算額	
購 入	空き家 利用者	購入費用の 1/2以内	25万円	(1) 子育て世帯	5万円
				(2) 三世帯同居・近居	5万円
リ フ ォ ー ム 工 事	空き家 利用者	リフォーム工事 費用の 1/2以内	20万円	(3) 市内事業所勤務者	5万円
	空き家 所有者			(4) 市内業者施工	5万円
			20万円	(1) 市内業者施工	5万円

### (2) 平成29年度実績

補助金交付件数： 0件

問合せ件数： 9件

### (3) 平成30年度も継続して実施

【予算額】 300万円

### ③ 老朽空き家除却補助金交付制度

(1) 概要

周辺の防災、衛生、景観などに悪影響を及ぼす可能性のある老朽空き家を除却する方に対し、除却費用の一部を補助する制度です。

◇対象物件：1年以上空き家で、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告を受けていない不良住宅 等

※不良住宅：住宅地区改良法第2条第4項に規定される構造等が著しく不良で居住の用に供することが著しく不適当な住宅

◇補助金の額及び限度額

補助金の額	補助金限度額	
	基準額	加算額
除却工事費用の1/2以内	20万円	市内業者施工 5万円

(2) 平成29年度実績

補助金交付件数： 3件（交付額：合計65万円）

問合せ件数： 36件

(3) 平成30年度も継続して実施

【予算額】 125万円